「いこま空き家流通促進プラットホーム」ステップアップ等支援業務に係る 公募型プロポーザルの実施について(公告)

令和元年 8月15日

生駒市長 小 紫 雅 史

下記業務について、公募型プロポーザル方式による受託候補者の特定をするに当たり、参加者の募集を行うので、公告する。

記

- 1業務名 「いこま空き家流通促進プラットホーム」ステップアップ等支援業務
- 2 業務内容及び 別添「いこま空き家流通促進プラットホーム」ステップアップ等支援業務 提出書類 に係る公募型プロポーザル実施要領」のとおり
- 3 業務期間 契約締結日~令和2年2月28日まで
- 4 参加資格 プロポーザルに参加できる者(提案者となろうとする者)は、次に掲げる 事項を満たす者でなければならない。
 - (1) 市に今年度有効な一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・コン サルタント等の業種のうち、建設コンサルタントに登録をしているこ とを要件とする)を提出していること。
 - (2)公示日から受託候補者特定の日まで、生駒市建設工事等入札参加資格者入札参加停止措置要領による入札参加停止を受けていないこと。
 - (3) 地方自治法施行令 (昭和22年5月3日政令第16号) 第167条の 4第1項の規定に該当しないこと。
 - (4) 過去5年間(平成26年度から平成30年度)に地方公共団体が発注 した空き家対策又は住宅政策に係る支援業務の受託実績があり、また その実績の少なくとも1件が本業務の予定価格の2分の1以上であ ること。なお、現在業務履行中の場合であっても受託実績に含むもの とする。
 - (5) 破産法(平成16年法律第75号)の規定により破産の申立てがなされていないこと。
 - (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の 申立てをしていないこと又は民事再生法(平成11年法律第225 号)に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会

社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。

- (7) 次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。
 - ア 役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及 び支店又は営業所(市との契約に関する業務を行う事務所をいう。 以下同じ。)の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の 役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及 び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴 力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第7 7号。以下「暴対法」という。以下同じ。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。
 - イ 暴力団 (暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同 じ。) 又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められると き。
 - ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己 若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与 える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められると き。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便 宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に 協力し、又は関与していると認められるとき。
 - オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団 員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

5 提出期限 今和元年9月4日(水)午後4時まで(必着)